

○笠井委員長 ただいまより、民生常任委員会を開会します。

本日の出席委員は全員であります。

それでは、会議を進めてまいります。

初めに、1、市民生活に関する事項についてを議題といたします。

(1) 物価高騰対応支援給付金支給に関する事務の特定個人情報保護評価書の公表について、理事者から報告願います。

○樽井市民生活部長 物価高騰対応支援給付金支給に関する特定個人情報保護評価書の公表につきまして、御報告申し上げます。

物価高騰対応支援給付金支給事務に関する特定個人情報保護評価の実施に当たり、本年4月24日から5月25日まで、評価書案に対する意見提出手続を実施し、さらに、7月31日までを期限として、専門知識を持った機関による第三者点検を受け、その報告書を受領いたしましたことから、これらの結果を踏まえ、資料、特定個人情報保護評価書（全項目評価書）を作成したところでございます。意見提出手続の結果につきましては、個人の方から2件の賛同意見をいただきました。第三者点検におきましては、特定個人情報の取扱いに係るリスク対応をより具体的に記載すべきなどの提言を受け修正した項目がございますが、特定個人情報の保護に関する取組状況は適切であると判断されております。

今後につきましては、今月中に評価書を国の個人情報保護委員会へ提出するとともに、本市ホームページでの公表を予定しております。

以上、よろしくお願いいたします。

○笠井委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○笠井委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、2、福祉に関する事項についてを議題といたします。

(1) 老人福祉センター及び高齢者等健康福祉センターにおける指定管理の一部見直しについて、理事者から報告願います。

○川邊福祉安心部長 老人福祉センター及び高齢者等健康福祉センターにおける指定管理の一部見直しについて御説明をいたします。

本市では、高齢者等の福祉増進を目的に、老人福祉センター2施設、高齢者等健康福祉センター3施設を設置、運営しておりますが、今年度で現行の指定管理期間が終了するために、利用者アンケートや施設を取り巻く環境の変化などを踏まえ、令和9年度からの指定管理期間に向けて、施設の効果的活用に向けた検討事項を整理いたしました。進め方を含め、配付資料で御説明申し上げます。

まず、1ページを御覧ください。施設概要であります。各施設は昭和38年度に施行された老人福祉法や市の条例に基づき、60歳以上の利用を想定し各種相談や健康増進、レクリエーションなどを提供いたしております。右側に各施設の位置図と併せて概要を記載しておりますが、北部老人

福祉センターが間もなく築50年に迫るなど、建物や設備の老朽化が進んでいる、そうした状況にございます。

2ページを御覧ください。検討に当たっては、各施設の来館者を対象に利用目的等を把握するアンケートを行っており、利用目的とその理由をまとめております。施設の利用目的は、同好会、サークル活動や、健康相談、保健指導が中心で、無料で利用できるということが主な理由となっております。

続きまして、3ページ、施設を取り巻く環境変化として、少子高齢化の進行、他の集会施設の整備状況、福祉、介護サービスといった、それぞれの点から施設運営や事業等に生じる影響を整理いたしました。内容でございますが、利用者の年齢層や高齢化の進行により、対象年齢を60歳以上としていることの意味合いが変わってきていること、住民センターや公民館など他の施設整備が進んだ中で、引き続き無料とすることの目的や必要性が変化をしてくれていること、平成12年度の介護保険制度の施行により、施設に求められる専門性の変化や一部事業の形骸化が見られることなどを整理いたしております。

4ページにまいります。こうした内容を踏まえ、施設の効果的な活用に向けた検討事項と進め方について整理をいたしております。中段以降、条例改正を要する施設の対象年齢をはじめ、中段から下段にかけての表では、機能や事業ごとの個別の検討事項を整理し、表の右側の進め方の欄に、今後の検討の方向性を記載いたしております。この方向性の中には、令和9年度の次期指定管理から実施を検討できそうなものと、やはり一定の検討時間を要し時間的に間に合わないものもございます。このため、次期指定管理の期間ですが、一時的に期間は3年間とさせていただき、まずは看護師の常時配置を市が派遣する巡回形式とすることや、設備の老朽化を踏まえて浴場修繕に多額の費用を要する場合への対応などについて、9年度からの実施を検討してまいります。その間に、施設の対象年齢ですとか受益者負担について、検討に時間がかかるものを整理し、その次、令和12年度からの指定管理期間に反映できるよう進めていく考えでございます。今後、附属機関の調査審議も踏まえながら、当面、令和9年度からの指定管理に向けた準備作業を進めてまいります。

報告は以上でございます。

○笠井委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○笠井委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、3、保健衛生及び病院事業に関する事項についてを議題といたします。

(1) 今年度の高齢者等インフルエンザに係る使用ワクチンについて、理事者から報告願います。

○山口健幸保健部長 秋から開始する今シーズンの高齢者等インフルエンザ予防接種に係る使用ワクチンについて、御報告をいたします。

発症や入院予防効果にすぐれているワクチンとして定期接種化への導入が予定されておりました高用量ワクチンにつきまして、製造販売業者における製造過程上の技術的問題により供給が困難となり、国から当該ワクチンの今年度の定期接種化を見送る旨の通知があったところでございます。そのため、今年度の定期予防接種におきましては、昨年度までと同様に、従来の標準量ワクチンのみを使用する予定としております。なお、これにより、接種時に混乱が生じることがないように、実

施医療機関に周知するとともに、市民の方には、接種開始前の広報「あさひばし」9月号、接種開始時の同10月号に掲載するほか、本市ホームページにおいて周知することといたします。

以上、御報告申し上げます。

○笠井委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○笠井委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、4、清掃及び環境に関する事項についてを議題といたします。

(1) 指定ごみ袋以外でのごみの排出を容認する臨時的対応の終了について、理事者から報告願います。

○太田環境部長 本年6月29日から実施しております、指定ごみ袋以外でのごみの排出を容認する臨時的対応の終了について、御報告をさせていただきます。資料のほうを御覧ください。

初めに、資料の左上、1、背景と臨時的対応の実施についてでございます。現在実施中の臨時的対応の背景と経過につきましては、6月の民生常任委員会でも御報告をさせていただいてございますが、改めて概要のほうを御説明させていただきます。

本年4月以降、ナフサ不足による購入不安の高まりから、指定ごみ袋の販売数量が増加、5月中旬からはその動きが加速し、6月に入りさらに拍車がかかり、6月5日に1回の買物につきいずれか1セット限りの購入とする購入制限を行ったところでございます。しかし、その後、6月9日に燃やせるごみの5リットルが、6月12日には燃やせないごみの5リットルが在庫切れとなり、他のサイズにつきましても在庫切れのおそれが出ましたことから、ごみ出し機会を確保するため、指定ごみ袋以外の透明、半透明の袋でのごみの搬出を可能とする臨時的対応を6月29日から開始し、その期間を、今年度製造分のごみ袋の納入時期などから8月28日までの2か月間としたところでございます。現在、対応期間終了予定まで残り10日となっておりますが、予定どおりに燃やせる、燃やせないごみ袋の5リットルサイズが納入され、他のサイズの全量が発注済みとなり順次納入され、在庫状況が回復しつつあることから、当初の予定どおり、臨時的対応を終了することといたしました。

次に、資料右上、2、期間中のごみの排出状況についてでございます。資料のグラフは、臨時的対応実施期間中の集計済みでございます6月29日から8月7日までの各週ごとのごみの排出量を、実施直前の週と前年同時期とで比較してございます。濃い色の棒グラフが期間内の週ごとの排出量、薄い色が昨年同時期の排出量で、赤い横線は実施前の週の排出量を示しているところでございます。燃やせるごみにつきましては、期間前半に比べ後半の排出量が増えており、実施前の週と比べると期間内の週平均では、13%程度の増、週ごとの幅では、7%から21%の増となっております。また、前年同時期との比較でも、期間平均で8%の増となっておりますが、収集や焼却処理に特に支障は出ておりません。燃やせないごみにつきましても、期間前半に比べ、後半の搬出量が増えており、実施前の週と比べ、期間平均で19%の増、週ごとの幅は1%から41%の増となっております。また、前年同時期との比較でも、期間平均で28%増と、燃やせるごみよりも増加率は大きくなってございますが、こちらも収集や埋立て処理に特に支障は出ておりません。

次に、期間内の透明、半透明袋の利用割合の増加傾向につきましては、収集委託業者からの聞き

取りで、いずれも目視によるおおよその割合ではございますが、開始当初が2～4割であったものが直近の第6週では5～7割に増加しているといった状況となっております。

次に、資料の下部、3、今後の対応といたしまして、大きく4点にまとめてございますが、1点目の指定ごみ袋による排出再開の周知につきましては、今月31日からの再開について、市のホームページやSNS、くらしのアプリの電子回覧版、報道依頼のほか、取扱店に御協力をいただき、売場でのポップ掲示により広く市民へ周知徹底を図ってまいります。

次に、2点目の配送の再開、管理につきましては、排出再開に向けまして、指定ごみ袋を店舗で購入できるよう8月17日から配送を再開するとともに、配送数量の管理を徹底しながら、適正在庫量の維持を図ってまいります。

次に、3点目の購入制限の継続につきましては、今後も購入量の急増による在庫不足が起こらないよう、1回の買物につき1セット限りの購入とする指定ごみ袋の購入制限を当面の間継続していきたいというふうに考えてございます。

最後に、4点目の計画的購入と使い切りの促進につきましては、手数料の改定に伴いまして、現行ごみ袋が令和9年6月30日で使用ができなくなるということから、使用期限までの約10か月間で家庭内ストックを使い切っていただけるよう、早い段階から、必要数量の計画的な購入ですとかばら売り活用などについて積極的に呼びかけ、買いだめの抑制を図ってまいります。

今後につきましても、手数料改定に伴うごみ袋の切替えなどが混乱なく円滑に行われるよう、引き続きごみ袋の安定供給や周知など、必要な対応を図ってまいります。

報告については、以上でございます。

○笠井委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

○石川厚子委員 ただいま、環境部から指定ごみ袋以外でのごみの排出を容認する臨時的対応の終了について報告がありましたので、少し質疑させていただきます。

この間、6月29日以降ですね、旭川市の指定ごみ袋以外でごみを出している世帯の割合及びごみの排出量自体が増えているといった報告でしたが、そのことをどう受け止めるか、まずお尋ねいたします。

○笠井クリーンセンター所長 臨時的対応期間中の燃やせるごみ、燃やせないごみの排出量につきましては、収集や焼却、埋立ての処理に支障は出ておりませんが、先ほど資料により御説明させていただいたとおり、実施前、前年同時期との比較ではいずれも増加している状況でございます。ごみの排出量の状況につきましては、本市と同様の対応を実施している札幌市、小樽市においても、増加が見られたと伺っておりますが、有料の指定ごみ袋を使用せずに排出できる期間内に家庭内にあった不要物品などを処分しようとする動機づけが働いたことにより、排出量の増加につながったものと考えております。

○石川厚子委員 私の町内を見ても、この透明、半透明で出せるようになった当初と比べて、指定ごみ袋以外の透明、半透明で出している世帯が増えているなということは感じております。この際ね、家庭の中の不用品を処分しようという気持ちは分かることです。

今月28日で臨時的対応を終了して、翌週の31日からは従来どおり指定ごみ袋での排出となるのですが、私の町内で言いますと、この31日というと月曜日ですので、燃やせるごみの日なんですよ。まだ8月中でありますし、燃やせるごみ袋の透明、半透明の期間が終了していると

いうことに気づかずに、悪気なく、31日以降もこの透明、半透明のごみ袋で排出する市民もいることと考えるんですが、そのことに対する対応はどうなるのでしょうか。

○笠井クリーンセンター所長 本市ではこれまでも、指定袋の不使用や分別不良、曜日違いなど、ごみの不適正排出への対応につきましては、排出者に排出方法の誤りを理解していただくために、収集せずに、シールを貼付した上で、原則として一定期間残置する対応を行っておりますが、今月31日以降に指定ごみ袋以外での排出があった際につきましても、同様の対応をする考えでございます。なお、多量の残置ごみが発生した際などには、ごみステーションの衛生的環境の保持や収集への支障等も考慮し、状況に応じて必要な対応や指導を行ってまいります。

○石川厚子委員 今までもね、この分別がきちんとされていなかったり、曜日を間違っているごみ袋にはシールを貼っていたので、同様の対応をするとのことなんですけれども、28日で終わるよということの周知については、市のホームページ等で周知することですが、例えばね、指定ごみ袋以外で排出できるのは28日までですなどとね、直接ごみステーションに貼り出すといったそういうことは考えていないのでしょうか。

○笠井クリーンセンター所長 ごみステーションへの掲示による周知についてであります。貼る紙には風雨にさらされても大丈夫なようにラミネート加工などの工夫が必要なこと、また、本市内のごみステーションは、本年7月末現在で1万126か所あり、その全てに貼り出すには多くの人手が必要であり、時間的制約もあることなどから、実施は困難と考えております。

○石川厚子委員 今ね、ごみステーションが1万か所以上あるということなんですけれども、臨時的対応終了後にね、指定ごみ袋以外で排出されたごみについては、1枚1枚、この袋では出せませんよといった、シールを貼るということになると思うんですよね。その手間を考えたらできなくはないと思うんですが、いかがでしょう。

○笠井クリーンセンター所長 終了に関しては現段階で残り10日ということで、ごみ袋の今年度の製造分など在庫のほうとか確認した上で、予定どおりということを決めた状況でありまして、時間的な制約というものの関係上、難しいと判断しているところでございます。

○石川厚子委員 時間的な制約があつて難しいということですね。

さきの第2回定例会で、来年4月より、ごみ袋の値上げを決定いたしましたね。私どもの会派を含め、多くの会派が反対したわけですが、残念ながら決定してしまいました。そこで、現在使用しているごみ袋は6月30日で使用が終了ということです。そこで、ちょっとお尋ねしたいのが、現在市内で生まれた赤ちゃんのいる世帯にごみ袋を支給していると思うんですが、この内容を示していただきたいと思います。

○笠井クリーンセンター所長 本市では、ごみの有料化に伴い、平成19年8月からごみの減量努力が難しい紙おむつを排出する3歳未満の乳幼児のいる世帯を対象に、ごみ処理手数料の減免を行っておりますが、その内容につきましては、お子様が3歳に達するまでの紙おむつの処理に必要な手数料額相当分として、1年当たり10リットルの燃やせるごみ袋150枚、申請の際のお子様の年齢に応じて、最大450枚支給するものであります。通常は、出生届を提出された際にごみ袋を渡しするほか、市内に転入された3歳未満の乳幼児のいる世帯に対しても、転入届が提出された際に、同様の基準でお子様の年齢に応じてごみ袋の支給を行っております。

○石川厚子委員 赤ちゃんがいる世帯には3年分支給されるということで、私の周りでもね、いや

こんなにたくさんごみ袋いただいたって、大変喜ばれております。しかし、そうなるとですね、例えば今年の8月に生まれた赤ちゃん、当然3歳になるとときには、来年の6月以降というふうになってしまうわけですね。その後の対応というのはどうなるのでしょうか。

○笠井クリーンセンター所長 指定ごみ袋の支給を行う乳幼児世帯につきまして、現時点で申請があった場合は、ごみ袋の切替えを行う今年度末までの期間に相当する数量を現行のごみ袋でお渡しし、切替え後に相当する残りの数量につきましては、令和9年4月以降に新袋で分割して支給する取扱いを行っております。また、既に全量、現行のごみ袋を支給し、減免対象の期間が切替え後に及ぶ世帯につきましては、令和9年4月以降にそれぞれ個別に書面での通知を行い、残りの対象期間に応じた数量の上限を設けた上で未使用の現行ごみ袋と新袋を交換するものとし、ホームページ等で周知を開始しておりますが、SNS、くらしのアプリの電子回覧版等でも広く周知をしております。

○石川厚子委員 赤ちゃんがいる世帯には、来年4月以降は、未使用のごみ袋と新袋を交換するなど、3年間使っていただけるよう手厚い対応をするということですね。それはね、一般の市民にとっても同じではないでしょうか。指定ごみ袋っていうのはお金を出して購入しているわけですね。それが使えなくなるというのはおかしいとは思いませんか。シールを貼るですとか、差額分を出して新しいごみ袋と交換するなど、そういった措置をとるべきではありませんか。

○笠井クリーンセンター所長 手数料改定に伴うごみ袋の取扱いについては、現行の袋も使用できるよう差額シールを併用する方法もあります。その場合、燃やせる、燃やせないごみ袋共通のサイズごとの5種類のシートが必要であり、その製造流通や保管配送等の管理を行うシステムの改修に多額の費用を要するほか、シールの確認や貼り間違い等による収集現場の混乱、また販売店での対応も煩雑になることが考えられます。

また、差額分を徴収し、新旧ごみ袋を交換する方法につきましても、買いだめの抑制効果が低下するおそれがあることや、販売店での交換対応が困難であり、別途交換する場所や人員を一定期間確保する必要がある、多額の費用を要することなどから、総合的に判断し、住宅のストックを使い切るための期間として、現行の指定ごみ袋が使用可能な併用期間を3か月間設けるものとしたところであります。

今後は、早い段階から計画的な購入と使用を呼びかけ、約10か月後の併用期間終了までにばら売りの活用等も含め、家庭内のストックを使い切っていただくよう周知を行ってまいります。

○石川厚子委員 早い段階からね、計画的な購入と使用を呼びかけるといったことですが、既に来年6月まで使い切れないだけのごみ袋を購入されている市民もいらっしゃると思うんですよ。我が家に関しても、ふだんは燃やせるごみ、燃えないごみともう10リットルで足りるんですけども、先日サイドボードの扉が壊れたため、燃えないごみの40リットルで出しました。また、この夏の時期は家の前の草むしりをするんですよね。すると、この燃やせるごみ袋の40リットルがもうすぐいっぱいになってしまうので、何回かに分けて出しています。このように、あらゆる場合に対応できるようにと思って、燃やせるごみ、燃えないごみの全てのサイズを、我が家に関しては常にストックしております。そのような家庭も多いと思うんですよね。

今、ごみ袋の値上げ自体がまず市民の方に知られていませんし、市民の方から、ごみ袋の値上げは仕方がないにしても、現在のごみ袋が使えなくなるのは納得いかない、こういった声が寄せられ

ています。再検討すべきと思いますが、いかがでしょうか。

○太田環境部長 新旧袋の交換ということでございますけれども、現状といたしましては、やはり今の料金改定に伴いまして、現行の袋を一定期間、切替えのタイミングで家庭のストックをきちんと使い切っていただくということが、一番大事なことだというふうにまずは考えてございます。と申し上げますのも、やはりその交換した後の古い袋というのはそれ自体がまた廃棄物となってしまうので、その再利用ということも、どのように利活用するというのも考えなきゃいけませんし、一義的にはやはり今、家庭にあるストックについては優先的に使っていただいて、その上で、来年の新しい袋のほうの切替えに備えていただくということが、まず大事だというふうに考えてございます。状況的にも、今の段階では、来年の切替えのタイミングでどれだけ家庭内にストックがあるのかというのは、ちょっと把握し切れてございませんけれども、一義的に今の段階ではまずは使っていただくということを積極的に呼びかけながら、状況のほうの推移を見守っていきいたいなというふうには考えてございます。

○石川厚子委員 今、部長のほうから、御家庭にあるストックを使い切っていただきたいという答弁ありましたけれども、先ほど述べましたように、既に来年の6月では使い切れなだけのごみ袋を保管している家庭もあるってということなんですよ。ぜひこれはもう一度検討していただきたいということを指摘しまして、私からの質疑を終了させていただきます。

○笠井委員長 他に御発言はございますか。

○品田委員 ちゃんと話していなかったんですけど、2点あります。

1点が、先ほどおっしゃっていた周知、ごみステーションへの貼りつけですね。既にうちの近くの町内会では取り組んでおります。ごみがたまらないように事前にやろうということで、我が町内会でも、今、LINEで、役員会でやり取りしているんですけども、1週間前、今日からなんとか貼り出ししていこうということで、やっぱり皆さん間違いなくやっていけるように、周知が徹底できるように、ごみステーションには必ず皆さんごみ捨てに行くわけですからね。だから、やっておりますが、それって、各町内会の持ち出しになっているなと思うんです。全市的に本来ならね、もう少し早いときにあれして、町内会に協力してもらって貼ってもらうような、そんな体制をとっていただければよかったかと、先ほどの質疑を聞きながらも思いましたので、貼っている町内会に対しては、特に何もあれですよ、対応っていうのはなく、それぞれの自主的な判断でということになるんですよ。

それ1点と、あと私のほうから何人かから来ております。既にストックしていて、自分は4月、5月に買ったのではないと、常にストックしておくんだということなんですけれども、そんな方もいらっしゃったんですけども、もう使い切れないと。だから、6月以降もどうなっているんだということであちこちにもう問い合わせたと、市のそれこそ環境部さん、いろんなところに問い合わせ、お聞き及びいただいているかと思うんですけども、その方たちにとっても、ごみ袋がただのごみになって、ごみを増やす形になってしまうということがどうしても納得できないというお声をいただいております。石川厚子委員からもありましたように、早め早めにシールを貼るなり、それこそお子さんのいる家庭に配っていたやつは交換するっていうことなんですけれども、それも無駄になるんですよ、結局ごみになってしまうということですよ。それが使えるようにむしろしたほうが、私はいいのではないかなというふうに思うのですが、その部分も含め、予算がかかるというこ

とですが、差額分のシールを貼って使うということが、一番無駄にしないで済む方法ではないかなというふうに思いますので、その辺もぜひ再度御検討いただきたいと思います。

ということで、もしお返事いただけるなら、答弁いただけるならお願いします。

○太田環境部長 2つ御質問いただきました。

1つ目が周知の方法ということでございますけれども、今回、臨時的措置に踏み切った段階では、あらかじめ8月28日までということで周知はしていたところでございます。これが計画変更、また、期間が、状況でナフサ不足がさらに複雑化、深刻化して、発注したものが予定どおり入らないとかっていう場合には、延期もあり得るということは想定していたんですけれども、8月に入ってその状況を見て、在庫のほうが間違いなくいくということがあったので、早い段階からもう決まっていればあれなんですけども、その様子を見ながら最終的に予定どおり、31日から開始しようとしたものですから、そのためにちょっと時間的余裕がなかったというのが一つございます。

あと、町内の方にはいろいろと御相談しながらということもあるんですけれども、一つの町内にも幾つかの、複数のごみステーションがございますし、先ほど申し上げましたように、そこに貼り出すにはちょっとラミネート加工するなりなんなりということでの対応もある。そういうことを考えますと、やっぱり1万何千枚のそういった貼り紙をするのは、やはりちょっと難しい、時間的に難しいということもあって、ホームページ等も含めて広く周知をするという方法を今考えているというところでございます。

それとまた、買いだめしてある袋ということでございますけれども、先ほどシールという部分につきましては、御答弁申し上げましたように、なかなかそのシールを製造して販売すると、販売店のほうとのいろんなシステムの関係もございますし、やはりそのシールが適切な袋にちゃんと貼られているとか貼られていないというのを確認しながら収集していかなきゃいけないというのがございます。例えば、10リットルの袋に5リットルの差額シールが貼られているということもありますので、そういうことを考えますと、やはり、来年4月以降、収集現場でいろんな混乱が生じるおそれもあるということもありますので、今回このような形で一定期間を設けるというふうにさせていただきます。

また、それをさらに期間をもう少し長くするということに関しましては、例えばもう一つ考え方としては、使用できる併用期間を長くするという方法もありますけれども、例えばこれ、半年とかにしてしまいますと、やはり買いだめが生じてしまうという恐れがございます。値上がりする前に半年分買いだめしてしまおうということもありますので、それを考えますと3か月というのがですね、ちょうど、直前に買っても、10枚1袋買って、そしてちょうど3か月で使い切れる分ぐらいで抑制が効くということもあってですね、今回このような措置をとらせていただいたところでもございます。

現状として、どれだけそのストックが市内にあるのかというのを把握し切れていない状況でございますけれども、先ほど答弁いたしましたように今後もちっとそういった状況については、しっかり推移のほうは把握しながら、見ていきたいというふうには考えてございます。

○笠井委員長 他に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○笠井委員長 以上で予定していた議事は全て終了いたしました。

そのほか、委員の皆様から御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○笠井委員長 それでは、本日の委員会はこれをもって散会いたします。

散会 午前10時36分